4　「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び②①に掲げるもののほか、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。

一　不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二　不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三　生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

5　「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等

四　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

6　「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

7　「保有個人データ」とは、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、以下に掲げるものを除く。

一　６月以内に消去することとなるもの

二　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

三　当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

四　当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

五　当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

8　個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9　「従業者」とは、協会の組織内にあってその業務を執行し若しくは業務執行の決定若しくは監督を行う地位にある者又は直接間接に協会の指揮監督を受けて業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、理事、監事、派遣職員等も含まれる。

10　「個人情報取扱責任者」とは、協会の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。

11　「個人情報部門責任者」とは、本部各部及び支部における個人データの管理に関する責任を負う者をいう。

12　「個人情報取扱担当者」とは、協会内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。

13　「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバーやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。

14　「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。

15　「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。

16　「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。

17　「規則」とは、個人情報保護委員会が定める規則をいう。

18　「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第６号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第７号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第８号）を総称したものをいう。

第２章　安全管理措置

第１節　組織的安全管理措置

（個人情報取扱責任者等）

第３条　総務部を協会における個人データの取扱いに関する責任部署とする。

2　協会に、個人情報取扱責任者１人を置く。

3　個人情報取扱責任者には、事務局長をもってこれに充てるものとする。

4　個人情報部門責任者には、個人データを取り扱う本部の各部門長及び支部の事務長がその任にあたる。

（個人情報取扱責任者等の責務）

第４条　個人情報取扱責任者は、協会における個人情報の取得及び個人データの保護管理に関する業務を統括するとともに、法、政令、規則、ガイドライン及び本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報取扱担当者にこれらを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底その他法令遵守及び本規程の理解確保のために必要な措置を実施する責任を負う。

2　個人情報取扱責任者は、次の業務を所掌する。

一　本規程及び委託先の選定基準の策定及び周知

二　個人データの安全管理に関する教育・研修の企画・実施

三　個人データの記録等の管理

四　管理区域及び取扱区域の設定

五　個人データの取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理

六　個人データの取扱状況の把握

七　委託先における個人データの取扱状況等の監督

八　その他協会における個人データの取扱いに関する業務全般

3　個人情報部門責任者である本部の各部門長及び支部の事務長は、当該部門又は支部における個人情報の取得及び個人データを適切に管理する任にあたり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努める責任を負う。

4　個人情報取扱責任者は、法令遵守の観点から、本部各部門及び支部の個人情報部門責任者に対して指導、助言する。

（個人情報取扱担当者等の監督）

第５条　個人情報取扱責任者は、個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、個人情報取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

2　本部各部門及び支部の個人情報部門責任者は、当該各部門及び支部の個人情報取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行い、個人情報取扱責任者に対して必要な報告を行う。

（個人情報取扱担当者の責務）

第６条　個人情報取扱担当者は、協会の個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する際、法、政令、規則その他の関連法令、ガイドライン、本規程その他の協会内規程並びに個人情報取扱責任者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払って、その業務を行うものとする。

2　個人情報取扱担当者は、個人データの漏えい等、法、政令及び規則又はその他の関連法令、ガイドライン、本規程又はその他の協会内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに所属部門又は支部の個人情報部門責任者若しくは個人情報取扱責任者に報告するものとする。所属部門又は支部の個人情報取扱担当者から、当該報告を受けた個人情報部門責任者は速やかに個人情報取扱責任者に報告するものとする。